

## 体験活動に関するQ&A (H29年度)



### 【1】 体験活動の趣旨等について

#### Q1-1 今回の体験活動の趣旨について

東京大学では、次世代を担っていく学生を育成するという教育目標を達成していく方策の一つとして、学部前期・後期課程の学生の皆さんに対して、国内外を問わず実社会等での多様な体験を得るためのプログラムを提供することとしました。

### 【2】 体験活動の応募について

#### Q2-1 体験活動への応募は、どのようにすればよいのですか？

体験活動への応募は、本学ホームページ([http://www.u-tokyo.ac.jp/stu01/h19\\_j.html](http://www.u-tokyo.ac.jp/stu01/h19_j.html))から「体験活動プログラム参加申請書」をダウンロードし、受取フォルダへアップロードする形で提出してください。応募締切は5月11日(木)(海外プログラム)と6月15日(木)(国内・研究室プログラム)の二回となっておりますので、余裕を持って申請してください。個別に締切を設けているプログラムもありますので、体験活動プログラム要項(以下「プログラム要項」という。)で確認してください。

提出先:受取フォルダ



[https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/wS-4AAAslic6AYR4BZtxagIPzyIGMivleOQga0o\\_IcRz3](https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/wS-4AAAslic6AYR4BZtxagIPzyIGMivleOQga0o_IcRz3)

※申請書のファイル名には、申請者名、参加を希望するプログラム名を明記のうえ、お送りください。ファイル名が不明瞭な場合、受理できない場合がありますので、ご注意ください。また、アップロード後は本部学生支援課体験活動推進チームあてにメールにより、アップロード完了をお知らせください。完了メールを確認後、1週間以内に受領メールをお送りします。

問い合わせ先:本部学生支援課体験活動推進チーム

電話:03-5841-2541、2542 メール:[taikenkatsudou.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:taikenkatsudou.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

#### Q2-2 ひとりで、複数のプログラムへ申し込むことはできますか？

より多くの学生の皆さんに機会を提供したいと考えていますので、参加申請は原則年度内1人1回に制限します。ただし、定員に空きがあるプログラムで二次募集を行うものについては、再度の申請を可能とします。

なお、採用となった場合に、プログラムを辞退して再度申請することは認められません。

研究室プログラムに限っては、重複して複数のプログラムに参加可能です。

応募例:

- ・海外プログラムの一次募集へ応募(採用) + 海外プログラムの二次募集へ応募(採用) + 国内プログラムの二次募集へ応募(採用)
- ・海外プログラムの一次募集へ応募(不採用) + 海外プログラムの二次募集へ応募(採用) + 国内プログラムの二次募集へ応募(採用)
- ・国内プログラムの一次募集へ応募(採用) + 国内プログラムの二次募集へ応募(採用)

#### Q2-3 特別な参加資格はありますか？

本学の学部前期課程・後期課程に在学する学生に限ります。休学中の学生は参加できません。また、プログ

ラムによっては、語学力や専門知識を必要とする場合がありますので、プログラム要項の「参加資格」欄を確認してください。

なお、国内外での国際的な活動に参加を希望する場合で、「体験活動プログラム参加申請書」の「参加動機」欄に英語での記入が求められている場合のみ、英語で記入してください。また、同申請書の「外国語能力についての記入」欄には、「英検1級」、「TOEIC 600点」、「英語での日常会話は可能」等の能力や海外経験等について記述してください。

#### Q2-4 参加者はどのように決まるのでしょうか？

プログラムによって、書類審査、面談評価、又はそれらの複合的な審査によるもの、先着順で決まるものなどがありますので、プログラム要項の「選考方法」欄を確認してください。選考の結果は、参加申請書に記載のメールアドレス宛に通知します。

#### Q2-5 「体験活動プログラム参加申請書」には、さまざまな確認欄がありますが、どのように使われますか？

奨励金を希望する場合には、活動中止等に伴う「奨励金の返還に関する確認欄」へのチェックがなければ、奨励金の支給決定はできません。また、「体験活動中の授業への影響」や「保護者の同意」欄は、採用決定の際の必須条件ではありませんが、参加者決定に当たり慎重に考慮する場合があります。

#### Q2-6 参加決定は、いつ頃決まるのですか？

採否の結果は、海外プログラムは5月26日(金)、国内プログラムは6月28日(水)頃通知予定です。

### 【3】 体験活動の内容について

#### Q3-1 体験活動には、どのようなものがありますか？

体験活動には、(1) ボランティアなどの社会貢献活動、(2) 国際交流体験活動、(3) 就労体験活動、(4) 農林水産業・地域体験活動、(5) フィールドワーク体験活動、(6) 研究室体験プログラムがあります。なお、「二次募集開始」等の最新情報は、順次追加・更新されますので、ホームページで確認してください。

#### Q3-2 活動に当たってどのようなことに注意をしたらいいですか？

それぞれのプログラムの実施責任者や担当教員の指示に従って下さい。また、プログラムによっては事前に説明会が開催されるものもありますので、必ず出席してください。

特に、外部機関等が実施するプログラムは、他大学の学生や社会人等と一緒に行動しますので、「東大生」としての自覚と誇りを持って行動しましょう。

また、活動先での飲酒や喫煙にも制約がありますので、ルールを守ってください。未成年者は、言うまでもなく厳禁です。

### 【4】 体験活動奨励金について

#### Q4-1 体験活動奨励金とは、どのようなものですか？

大学の指定した体験活動プログラムへの参加が決定した学生には、体験活動実施後の報告書等の提出を条件として、「体験活動奨励金」が支給されることがあります。返還の義務はありません。(Q4-5参照)

#### Q4-2 支給要件は何ですか？

原則として、体験活動プログラムに参加するために、本学から重複して経済的支援を受けられません。

なお、他の団体等から金銭的支援を受けても、奨励金が支給される場合がありますので、本部学生支援課体験活動推進チームへご相談ください。

#### Q4-3 いくら位、支給されるのでしょうか？

具体的な金額は、プログラムごとに決定されます。プログラム要項の「奨励金」欄をご覧ください。

#### Q4-4 いつ頃、支給されるのでしょうか？

奨励金を支給する場合は、原則として、参加決定後1ヶ月以内に届出口座に振り込む予定です。国内プログラムや研究室プログラムでは、活動終了後に振り込みを行うものもあります。

#### Q4-5 体調不良により、プログラムの途中で止めてしまったのですが、体験活動奨励金は返さないといけないのでしょうか？

プログラム参加は、プログラムの全期間を通して参加し、その後に活動報告書を提出することを条件としています。体験活動奨励金は、その支援のためのものですので、開始前に参加を取り止めたり、プログラムの一部に参加しなかった場合には、体験活動奨励金の全額又は一部の返還が必要になる場合があります(返還方法は、後日大学から指示します)。

### 【5】 保険について

#### Q5-1 体験活動を行うに当たって、保険はどのようになっていますか？

本学学生は、大学の手続き等により入学時に全員、学生教育研究災害傷害保険に加入していますが、今回の体験活動を行うに当たって必要となる保険(第三者傷害保険や海外旅行保険等)は、大学の保険料負担により、別途加入手続きを行います。

### 【6】 海外渡航を伴う体験活動について

今回実施する体験活動プログラムには、海外渡航を伴う体験活動が多数用意されています。今回の体験活動の趣旨から、危険を伴う渡航先や体験活動内容は排除していますが、国内での活動以上にリスク回避に留意することが必要です。

#### Q6-1 ビザの取得はどうすればいいのでしょうか？

渡航する国や地域によってビザ事情は異なります。各国大使館のホームページ等を確認し、渡航に当たって必要なビザの種類、書類、時間等の情報をきちんと把握した上で、応募してください。

ビザの申請には、時間を要することもあるので、日程等をよく確認の上、手続きを進めてください。

なお、米国への渡航には、別途「ESTA」の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

(参考)

①外務省 ビザ(査証) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

②米国への渡航で必要になる手続き <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200901/5.html>

③手続きのフロー <https://esta.cbp.dhs.gov/esta/application.html?execution=e1s1>

#### Q6-2 海外渡航に当たり、保険はどのようになっていますか？

先に【5】保険についての項目で、触れてはいますが、参加学生には、大学の保険料負担により「海外旅行傷害保険」に加入します。別途、加入手続き等が必要となりますので、参加学生には、別途連絡します。

#### Q6-3 海外渡航に当たり、その他届け出などは必要でしょうか？

各部局によって、取扱いが統一的ではありませんが、2ヶ月以下の期間で海外渡航をする学生には、「旅行届」の提出をするようガイダンス等で説明しております。所属部局窓口で確認の上、届出を行ってください。

また、保護者にも、必ずスケジュール等について、きちんと説明をしておいてください。

#### Q6-4 海外でトラブル等に遭った場合の対処はどうすればいいのでしょうか？

海外では、不慣れな場所でどこにどのような危険があるのかが十分に把握できないこともあるため、交通事故・窃盗・強盗・詐欺等様々な被害に遭う可能性が高くなります。危険を感じる状況等をできるだけ避け、常に危険等を予測し、引率者等の指示に従って行動するよう心掛けてください。本学では、学生及び教職員のための「海外渡航危機管理ガイドブック」を作成していますので、渡航する学生は必ず同ガイドブックを熟読し、海外でのリスクに対して、十分に準備してください。

(参考)

東京大学ホームページ>国際交流>海外留学・国際交流>注意事項・危機管理>安全と危機管理>「海外渡航危機管理ガイドブック」 <http://www.u-tokyo.ac.jp/content/400029943.pdf>

### 【7】 予防接種について

#### Q7-1 予防接種を受けたいのですが、どうしたらよいですか？

予防接種が必須、または推奨となっているプログラムに限り、本学の保健センターで接種する場合は大学が費用の全額を負担します。予防接種を必要とするプログラムについては、プログラム要項の備考欄に明記しています。自主的に予防接種を受けたい場合などは、自己負担となります。

なお、本学の保健センターで接種する場合は、予防接種は立替え払いとなります。後日大学より皆さんの届出口座に振り込みを行います。予防接種が済み次第、領収書、処方箋、立替え払い請求書の3点を本部学生支援課体験活動推進チームに提出してください。様式や提出方法は、改めて本学ホームページ、メール等でお知らせします。

### 【8】 大学の修学上の支援等について

#### Q8-1 単位認定の取扱いは、どのようになっていますか？

本プログラムは、授業の一環として行うものではありませんので、単位の認定はありません。

#### Q8-2 休学の取扱いは、どのようになっていますか？

本プログラムは、夏季休業中や平日の夕刻、週末等を実施されるもの、あるいは短期間のものであり、休学の手続きが必要となるものは想定しておりません。

(参考情報)

本プログラムとは別に、学生が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動(被災地域での被災者支

援活動等)を行う場合であって、2月以上の休学を取得しようとする場合には、学部長・研究科長等の許可により認められることがありますので、所属学部の教務担当窓口へご相談ください。なお、休学した期間は在学年数に算入しません。

#### Q8-3 体験活動が、一部授業の時間と重なってしまいます。公欠の取扱いはありますか？

本学には、公欠の制度はありません。

本プログラムは、夏季休業中の実施を中心として、週末や平日の夕刻等に実施されるものなど、極力、授業への出席に影響のないように配慮していますが、完全に排除されているものではありません。応募するプログラムを決める場合には、学業に影響のないプログラムを選ぶようにしてください。

### 【9】 活動前後のアンケート・活動後の報告書・体験活動報告会等について

#### Q9-1 活動前後のアンケートはいつまでに回答すればよいですか？

プログラム開始前、及び終了後2週間以内に、PCからWeb上の回答フォーマットサービス Questant の URL にアクセスし、回答をお願いします。

#### Q9-2 プログラムに参加した後、報告書はいつまでに提出すればよいですか？

体験活動プログラムが終了したときは、本学ホームページから「体験活動プログラム活動報告書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、プログラム終了後2週間以内に受取フォルダへアップロードする形で提出してください。研究室体験プログラムは様式が異なりますので、間違えないよう気を付けてください。

報告書の提出がない場合は、既に支給した奨励金の返還を要する場合があります。

提出先:受取フォルダ



[https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/wS-4AAslic6AYR4BZtxagIPzyIGMivleOQga0o\\_IcRz3](https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/wS-4AAslic6AYR4BZtxagIPzyIGMivleOQga0o_IcRz3)

※報告書のファイル名には、氏名、参加したプログラム名を明記のうえ、お送りください。ファイル名が不明瞭な場合、受理できない場合がありますので、ご注意ください。また、アップロード後は本部学生支援課体験活動推進チームあてにメールにより、アップロード完了をお知らせください。完了メールを確認後、1週間以内に受領メールをお送りします。

#### Q9-3 報告会は、いつ頃を予定しているのですか？

報告会は、例年2月下旬から3月上旬の間に実施していますが、今年度はまだ開催が未定です。開催が決定したら、改めてホームページ、メール等でお知らせします。報告会では、プログラムに参加した学生の中から数名の方に、発表をお願いする予定としています。

#### Q9-4 体験活動への参加を証明する書類はもらえるのでしょうか？

今回の体験活動に参加した学生の皆さんには発行申請により、体験活動プログラム終了後に体験活動への参加を証する証明書を発行します。なお、報告書未提出の場合は、証明書は発行されません。